

【頂いたご意見・ご要望について】

※2日間で合計397名程度来場

開催日時・場所

第1回：令和8年4月17日（金）杉並区立西田小学校

第2回：令和8年4月18日（土）神田川・環状七号線地下調節池
（善福寺川取水施設）

説明会へのご来場、ご意見及びアンケートへのご協力ありがとうございました。
次ページ以降では、アンケートの回答や来場者の口頭での質問とそれに対する「回答及び都の考え方」を記載しております。

なお、類似の意見は集約させていただいております。

【参考資料】

◎令和6年9月5・6・8日に開催した説明会の資料 [こちら](#)

◎令和7年2月20・21・22日に開催した説明会の資料 [こちら](#)

◎令和7年11月20・21・22日に開催した説明会の資料 [こちら](#)

◎令和8年4月17・18日に開催した説明会の資料 [こちら](#)

※建設局HP「善福寺川上流地下調節池事業の整備について」より各説明会資料がご覧いただけます。

また、本事業の内容、よくあるご質問への回答については、以下URLをご参照ください。

ファクトシート：https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/zenpukuji_fact_v1

よくあるご質問：https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/202511zenpukuji_qa

【目次】

(1) <u>事業の必要性について</u>	P. 3～12
(2) <u>準備工について</u>	P. 13～17
(3) <u>樹木について</u>	P. 18～19
(4) <u>公園機能について</u>	P. 20
(5) <u>周辺環境保全について</u>	P. 21～24
(6) <u>家屋調査について</u>	P. 25～35
(7) <u>費用便益比について</u>	P. 36
(8) <u>立坑工・シールド工について</u>	P. 37～39
(9) <u>広報について</u>	P. 40
(10) <u>説明会運営について</u>	P. 41～42

※項目名をクリックしていただくと、該当のスライドまでアクセスできます。

【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）
受注者 鹿島・大成特定建設工事共同体
善福寺上流地下調節池JV事務所 080-1333-3690

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(1) 事業・工事概要について〈1 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆事業の必要性について	
◆平成17年9月の大雨以降、河川は溢れていないのに何故こんな事業を行うのか。 ◆河川整備ではなく、内水氾濫を何とかできないのか。 ◆グリーンインフラで治水対策を行うべきではないか。 ◆今回の工事の整備効果を知りたい。	善福寺川流域においては、平成17年9月の集中豪雨で、1時間最大雨量112mm、24時間雨量263mmが観測され、浸水面積90.74ha、床上・床下浸水家屋が合計約1,700棟の被害が生じました。また、令和5年6月3日の台風2号では、杉並区の新井分橋観測所で1時間最大雨量50mm、24時間雨量308mmが観測され、善福寺川の西田端橋～松見橋付近で溢水が発生しました。神田川流域における豪雨対策は、神田川流域豪雨対策計画等に基づき、雨水流出抑制対策や、下水道の内水氾濫対策、河川の洪水対策など、各主体が連携して総合的に取り組んでいます。具体的には、流域自治体等は、雨水の流出を抑制するために、雨水貯留施設や浸透施設を設置する等の流域対策を進めています。グリーンインフラは、雨水流出の抑制が期待され、河川や下水道の負荷を軽減できることから、都でも導入を推進しています。一方で、グリーンインフラを含む雨水流出抑制対策のみでは、激甚化、頻発化する豪雨に対し限りがあるため、河道や調節池等の河川事業などを進めていくことが重要です。本調節池等の整備など河川の整備が進むことで、河川からの溢水被害を防ぐとともに、下水道の放流量を段階的に増量することができることから、内水被害の軽減にも効果が期待できると考えています。 URL:https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/202603zenpukuji_fact (P10)

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(1) 事業・工事概要について〈2 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆事業の必要性について	
◆現在の護岸の嵩上げで対応できないのか。	市街地では大規模な改修が必要となるため、全体的に嵩上げすることは困難であり、部分的に嵩上げをすると、道路橋や下流の護岸が低い部分であふれてしまうため、現実的ではありません。
◆今回工事が10年間だと、（竣工した地下調節池を含めて）26年くらいの工事期間となる。以前の工事では貯留量が足りないのか？	善福寺川地下調節池は時間50ミリの降雨に対応する施設であるため、現在の計画の時間75ミリの降雨に対しては、貯留量が不足しております。
◆善福寺川調節池があればいいのでは。	神田川流域河川整備計画（令和5年3月改定）に基づき、年超過確率20分の1規模の降雨（区部で時間75mm相当）に対応するためには、河道整備に加えて、善福寺川調節池や善福寺川上流地下調節池等の調節池が必要です。 詳しくはこちらをご覧ください。 URL: https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/202603zenpukuji_factqa （P1）

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(1) 事業・工事概要について〈3頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆事業の必要性について	
◆ 環状七号線地下調節池があるから、当該事業については不要にみえる。	調節池は、洪水時に調節池の下流側の河川の水位上昇を抑え、洪水を安全に流下させることができる施設です。神田川流域全体の水害に対する安全性を高めるためには、神田川・環状七号線地下調節池などに加え、善福寺川上流地下調節池の整備も必要となります。 詳しくはこちらをご覧ください。 URL: https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/document/s/d/kensetsu/202603zenpukuji_factqa (P2)
◆ 神田川流域浸水想定区域図では、環状七号線地下調節池の下流側で大きな浸水が想定されている。調節池が不要ということではないか。	神田川流域浸水想定区域図では、時間153ミリによる降雨の浸水被害を想定しております。調節池がない場合はこれ以上の被害が想定されます。 詳しくはこちらをご覧ください。 URL: https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/river/chusho_seibi/panhulink/menu/menu02-01
◆ 調節池の必要性は理解できるが、工事期間が10年は長すぎる。	本工事において、住民の皆さま方にご不便・ご不安をおかけし申し訳ございません。 引き続き、地域の皆様のご理解を得られるように丁寧な説明、情報発信に努めていきます。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(1) 事業・工事概要について〈4 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆事業の必要性について	
◆なぜこのようなトンネルが必要なのか、トンネル式の施設が必要とされる理由について教えてほしい。	神田川流域における豪雨対策は、神田川流域豪雨対策計画等に基づき、雨水流出抑制対策や、下水道の内水氾濫対策、河川の洪水対策など、各主体が連携して総合的に取り組んでいます。具体的には、流域自治体等は、雨水の流出を抑制するために、雨水貯留施設や浸透施設を設置する等の流域対策を進めています。 下水道は、河川の流せる能力にあわせて、下水道の整備を行うとともに、雨水の流出抑制などを進めていくことで、河川への負荷を低減する等の対策を行っています。 河川は、河道や調節池等の整備による洪水対策を着実に進め、川で流せる能力を向上させることで、地表面や下水道から流入する洪水を下流に安全に流す対策を行っています。 本調節池等の整備など河川の整備が進むことで、河川からの溢水被害を防ぐとともに、下水道の放流量を段階的に増量することができることから、内水被害の軽減にも効果が期待できると考えています。トンネル式の調節池は堀込式や地下箱式の調節池に比べて少ない用地で整備できるため、地上部への影響が比較的少ない方式です。 調節池の形式についてはこちらをご覧ください。 URL:https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/river/chusho_seibi/ike#%E8%AA%BF%E7%AF%80%E6%B1%A0%E3%81%A8%E3%81%AF

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(1) 事業・工事概要について〈5 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆計画について	
◆ 何故、善福寺川緑地で取水をする必要があるのか。 ◆ 取水箇所について、上流側の2か所は比較的近い位置にあるように見えますが、その配置で問題はないのか。 また、上流側の取水箇所から善福寺川緑地付近の取水箇所までの間隔が長くなっていますが、その区間で水があふれるおそれはないのか。	以下の①から③の考え方に基づき、3か所の取水施設の位置を決めています。 ①過去の浸水被害箇所や下水道の放流箇所などを総合的に検討して、浸水被害の軽減に効果がある箇所 ②可能な限り川沿いの公共空間を使用して整備 ③洪水時には、水面のうねりや局所的な水位上昇が生じ、特に川がカーブしている箇所では、直線区間に比べて水位が安定しないため、直線の区間で取水施設を設置しております。 区立関根文化公園から都立善福寺川緑地までの区間は長くなっていますが、原寺分橋、区立関根文化公園及び都立善福寺川緑地にて取水を行うため、水位の低減が見込まれます。
◆ トンネルが女子大通り付近で折り返す計画となっている理由について、どのような考え方に基づくものかご説明してほしい。	善福寺川上流地下調節池は、河川整備計画において3地点で洪水を取り込むこととしています。 3地点で取水する量の合計が約30万m³となり、この量を確保するように、トンネルの長さや直径を決定しています。ルートや取水箇所は、道路や公園などの公共空間を活用して整備することを基本としています。
◆ トンネルについて、善福寺川の真下を通すのではダメなのか。	

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(1) 事業・工事概要について〈6頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆計画について	
◆ 令和17年度から、貯水（稼働）を開始する予定なのか。	関根文化公園からの取水は令和17年度を予定しています。
◆ トンネルについては、掘削が途中まで進んだ段階でも、完成した部分から水を取り入れて運用することはできないのか。	トンネルの掘削中に取水をすると、シールド機が壊れてしまいます。そのため途中段階で水を取り入れることはできません。 安全第一に工事を実施しながら、可能な限り、工事期間の短縮ができるように検討を進めます。
◆ 工事終了後、仮囲いで囲われている部分はどのようになるか。完成後の姿について分かるようにご説明いただかないか。	工事完了後の復旧方法については、引き続き、公園管理者や杉並区と協議し、地域の皆さまのご意見も踏まえて検討していきます。
◆ シールド工事というのはいつから始まるのか。調布と同じようなことが起こるのか。	令和12年度より、シールド機による掘削工事が始まる予定となっております。 工事による影響を周辺への与えないよう、十分に配慮していきます。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(1) 事業・工事概要について〈7 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆契約について	
◆ 工事のどこまでが契約に含まれているのか。	本工事は都立善福寺川緑地及び区立関根文化公園にて、トンネルの発進及び到達立坑、そしてその二つをつなぐトンネル工事を実施します。その内訳は以下のとおりです。 本管：延長約5.8km、内径φ9.0m、内径φ7.5m 発進立坑：外径31.4m、深さ60.2m 到達立坑：外径22.4m、深さ53.8m 内部構築及び取水施設（到達側） なお、原寺分橋下流の連絡管立坑を含むその他工事は別途契約してまいります。
◆ 今回の工事にはなぜ原寺分橋付近の工事が含まれていないのか。	現在、構造等の検討中であるため、本工事には含まれておりません。
◆ ECI方式で工事契約を行っており、違法性があるように見える。	2026年第1回都議会定例会により承認を得て、契約しております。善福寺川上流地下調節池工事に係る随意契約結果、契約の内容及び契約者の選定経緯についてはこちらをご覧ください。 URL: https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/document/s/d/kensetsu/zenjo_eci_kouhyou
◆ 何故、シールド工事で事故を起こしている鹿島と大成に発注したのか。	

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(1) 事業・工事概要について〈8頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆その他について	
◆ 流量のバランスシートが知りたい。各下水道は河口からどの程度河川に入ってくるか教えてほしい。	河川の流量については、各下水道吐口を包含するように河川の小流域を区分し流出量を算出しています。 具体的な数値は、令和5年3月に改定された「荒川水系神田川流域河川整備計画」をご確認ください。 URL: https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000062580
◆ 地域の安全のためにも、本事業を進めてほしい。また、水害を防ぐ事業のため、本事業の効果や必要性について、都にはもっとこの事業をPRしてほしい。	引き続き、地域の皆様のご理解を得られるように丁寧な説明、情報発信に努めていきます。
◆ 取水した水は、その後どのように処理されるのでしょうか。	トンネル内に貯留した水は、善福寺川の水位が下がり、河川の安全を確認した後、速やかに善福寺川に排水します。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(1) 事業・工事概要について〈9 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆その他について	
◆ 今回の事業について、周知が十分とは言えないのではないかと。どのように周知を行ってきたのか、今後の工事説明会についても事前にチラシは配布するのか教えてほしい。	今回の説明会については、周知範囲として合計約40,000枚の案内（チラシ）を配布いたしました。あわせて、東京都および杉並区のホームページや杉並区報への掲載、杉並区内の掲示板（25箇所）への掲示により、お知らせを行っております。また、公園をご利用の皆さまに向けては、公園内でのお知らせ掲示や、近隣の幼稚園・保育施設を通じてご案内しております。今後も、適切な範囲に案内（チラシ）を配布する予定です。
◆ 尾崎橋より下流については、本工事の影響が及ぶのか教えてほしい。この工事で洪水防止の効果はあるのか？	本工事による影響があるとは考えておりません。調節池は、洪水時に調節池の下流側の河川の水位上昇を抑え、洪水を安全に流下させることができる施設です。そのため、尾崎橋付近の洪水防止には効果があります。
◆ 土日祝日も工事はあるのか？	本工事は週休2日制確保工事であるため、現場閉所の完全週休2日（土日）の達成を前提としております。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(1) 事業・工事概要について〈10頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆その他について	
◆ シェルターとかに活用できないのか。	調節池の活用以外については、先例として環状七号線地下調節池が冬季に消防水利として利用しております。本事業も別の活用方法があるか検討してまいります。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(2) 準備工について〈1 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆仮囲いについて	
◆ 工事中の仮囲いの高さはどの程度か？	1.8m～3.0mの高さとなります。今後、シールド工事を行うときには14mの高さの防音ハウスを設置する予定です。
◆ 仮囲いを設置すると、ラジオ体操の音が住宅の方に跳ね返ってくる。音が反響しないように吸音性の波打った仮囲いなどに工夫できないのか。	工事に関して気になることがあれば、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。
◆ 仮囲いの中でどのような作業が行われているのかが分かるよう、クリアタイプの万能鋼板を設置してほしい。	仮囲いについては、デザイン、色など地域の皆様の意見も参考に選定していきます。 使用する仮囲いについては、現在善福寺川緑地内に設置しております仮囲いと同様の囲いを使用いたします。
◆ 囲いができることが分かったが、ずっとそのままなのか？	準備工完了以降の設置位置は工期末までそのままだと予定です。設置位置についてはこちらをご確認ください。 URL: https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/document/s/d/kensetsu/2026-04-14-191615-430 （P24）
◆ いつ仮囲いの形状が固まるのか。	現時点では、準備工事においては2028年10月を予定しております。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(2) 準備工について〈2 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆工事車両について	
◆トラックの搬入路は五日市街道の東側も利用するのか。 ◆準備工事で工事車両はどこからどのくらい出入りするのか。	搬入は、原則として環状八号線から五日市街道を通行して行います。 ただし、車両の搬出時において、環状八号線方面が混雑している場合には、交通状況に応じて東側へ搬出する場合があります。 準備工においては、工事車両は最大 1 日10台程度です。 現場にてお知らせを通じて、工事車両の台数を掲示いたします。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(2) 準備工について〈3頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆橋について	
◆ 西田橋はいつ落橋するのか。	2026年9月から10月の予定です。通行不可は7月からです。
◆ 新せきれい橋は原位置復旧か。	公園内のせきれい橋は工事期間中は通行ができなくなりますが、近傍に代替の仮橋を設置します。工事完了後の復旧方法については、公園管理者や杉並区と協議し、地域の皆さまのご意見も踏まえて検討していきます。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(2) 準備工について〈4 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆その他について	
◆ 工事が始まっても関東バスのバス停まで通れるのか？	関東バスのバス停までは通行可能です。
◆ 仮設工事の中で一番うるさいのはどの工事か？	準備工事においては、護岸の撤去に伴う作業音と考えられます。 工事中は、工事車両等の安全対策、法令・条例規制内の騒音・振動対策などに万全を期してまいります。
◆ 掘った土はどこに持って行くのか。	建設資源広域利用センターという首都圏の建設工事で発生する建設発生土のリサイクルを推進する機関に持って行きます。
◆ センター広場は使えるのか。	工事期間中も利用できます。ただし、樹木の移植や公園施設の移設先として使用したり、一時的に車両等の通行があり、利用を制限させていただく場合があります。 センター広場付近にある応急給水槽やあずまやは現況のまま利用できます。工事に伴い、センター広場の利用を制限させていただく際は、事前に掲示等でお知らせします。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(2) 準備工について〈5頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆その他について	
◆ なかよし広場内で移植に伴う作業を行う時の誘導員を増やすことは可能か。また、センター広場の誘導員がこれじゃ足りない。	誘導員の配置について、今後も検討を進めてまいります。
◆ 子供がよく遊んでいるが、ロケット公園は工事中も安全な状態で遊べるのか。どのような状態で工事を進めるのか。	工事期間中は、工事エリアを仮囲い及び仮設フェンスで囲い、安全を確保いたします。 工事による騒音、粉塵等の周辺への環境対策については、十分に配慮していきます。
◆ 公園がどのように使えなくなっていくのか。	詳しくはこちらをご確認ください。 URL: https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/2026-04-14-191615-430 (P8)

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(3) 樹木について〈1 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆樹木について	
◆ 令和 7 年11月設計説明会時と樹木について何が変わったのか。2月27日の住民主催による樹木立会の内容がどう反映されているのか。 ◆ サクラは移植しないほうが良いのではないか。残さないのか。 ◆ 桜の木をもっと植えてほしい。 ◆ プラタナスの木は残るのか。	立会後に改めて樹木医の診断に基づくカルテを全て見直し、移植や伐採の判断を行っています。設計説明会時は現場事務所を置く予定としていた場所を樹木の移植先として確保し、開園区域内で移植可能と判断した樹木は全て園内で移植することとしました。 樹木診断結果に基づき、残せるものについてはできる限り残すこととしました。なお、移植等に適さないものに関しては伐採としております。 新植については、公園管理者と協議しながら、検討を進めてまいります。 一番大きなプラタナスの木は、立曳き工法を用いて移植を行います。他のプラタナスについても移植に適していると判断したものは移植いたします。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(3) 樹木について〈2 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆樹木について	
◆ 根回しは行わないのか。	根回しは移植先での活着率を上げるために行う手法です。今回、トラック移植で移植する樹木については通常より根鉢を大きく取る、TPMも通常のトラック移植より根鉢が大きく取れるなどの活着に対して配慮を行い移植します。
◆ 樹木の将来計画を知りたい。	工事完了後の樹木復旧方法について、今後公園管理者と協議し、改めて説明を致します。
◆ 樹木の移植で立曳き工法を見てみたいのだが、いつ頃か。	現時点では、2027年2月から4月の間を予定しております。
◆ 立曳きの樹木はそこまで特別扱いする必要があるのか。	立曳きの樹木においては、今まで実施した説明会で受けたご要望をもとに設定しています。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(4) 公園機能について〈1 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆遊具について	
◆ 本工事に伴い善福寺川緑地で復旧する公園遊具について、子供への魅力ある遊具を採用するようにしてほしい。 ◆ 公園遊具の復旧方法については、公園を利用する子供達の意見や公園を利用している保護者の意見も反映してほしい。 ◆ 本工事完了後に復旧する公園遊具について、現状と比べてベンチの数が減ると思われる。可能であれば、増やすことを検討してほしい。 ◆ せっかく遊具を新設するのであれば、木造の遊具の設置を検討して欲しい。 ◆ 遊具はどうなるのか。	善福寺川緑地の公園遊具につきましては、安全性等を踏まえて復旧内容を決定しております。 いただいたご意見については、今後の公園整備を検討する際の参考として、関係部署と共有させていただきます。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(5) 周辺環境保全について〈1 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆騒音・振動について	
◆ 騒音振動の計器は仮囲いにつくのか。	仮囲いに設置いたします。
◆ 工事による振動が心配だ。計測はわかったが、対策は行うのか？	工事に際しては、騒音規制法・振動規制法の法律の規制値の遵守さらに、「環境確保条例」を遵守して施工を行います。 立坑やシールド工事においては、防音ハウスや防音壁などを設けて、低騒音・低振動の機械を使用し、法律や条例で定められた規制値を遵守していきます。
◆ 騒音・振動調査はいつから行うのか？	2026年5月以降に、月に1回計測を行う予定です。
◆ 仮囲いに設置する騒音・振動の表示については、より多くの住民の方の目に触れるよう、設置位置の工夫をお願いしたい。	仮囲いの視認しやすい場所に掲示いたします。
◆ 騒音85dBの目安を教えてください。	パチンコ店とゲームセンターの室内音の中間程度を目安としています。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(5) 周辺環境保全について〈2 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆粉じんについて	
◆ 五日市街道にダンプが大量に通ることでの粉じんが気になる。	発進立坑工・シールド工の施工方法がまとり次第、改めてご案内いたします。
◆ 粉じん調査の位置を利用者の多いロケット公園にも追加してほしい。	粉じんの発生想定地点に近い場所で測定を行うこととしております。 準備工の期間は、工事用車両は10台/日程度と考えておりますので、粉じん調査は実施いたしません。
◆ 工事車両による五日市街道の粉じんが心配だ。五日市街道の粉じん調査は実施しないのか。	発進立坑工・シールド工については、施工方法がまとり次第、検討してまいります。
◆ 粉じん調査のところにある、ハウス化とはどういうことか。	搬入路に屋根をかけることで、工事車両からの粉じんの飛散を防止いたします。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(5) 周辺環境保全について〈3頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆観測井戸について	
◆ 井戸データを確認したい。欲しい。	観測井戸の水位データについては工事ホームページに掲載させていただきます。 URL: https://zenpukuji-project.com/
◆ 既存井戸について、民地の調査が難しいとしても小学校の敷地内や公民館などにあるものは対応してほしい。	所有者の都合や機材の設置可否並びに井戸の構造にもよるため一概に対応可能かどうかは言えません。
◆ 井戸の調査は行わないのか？	工事により地下水の水位に影響を与えていないか観測井戸の調査を行います。
◆ 地下水に影響をおよぼす工事なのか？	準備工においては、地下水位に影響を与えるような工事はないと考えていますが、都の要領に準じて、地下水調査を実施いたします。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(5) 周辺環境保全について〈4 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆その他について	
◆ 環境アセスの対象か。	本事業は、環境アセスの対象ではありません。
◆ 東京都の環境確保条例は、確実に順守して工事を するの か？	東京都の環境確保条例を遵守して工事を行います。
◆ 10年も工事があるのに、地盤変状計測が6回は少な いのではないか？	地盤変状調査の6回は、準備工のみです。 今後も、工種の節目で地盤に変状がないか、計 測をしていきます。 また、シールドトンネル施工時には、トンネル 路線上の地盤変状計測を実施します。詳細は、 シールド工の工事説明会でご説明いたします。
◆ 各調査の範囲は、何に基づいて決めているのか？	都の要領により決めています。また、家屋調査 の調査対象範囲については、都の要領に基づき、 工事区域に沿って約30mの範囲および、立坑中 心から約75mで設定しています。約75mは、立 坑の底面から45度線で算定しています。なお、 大型・大深度地下構造物ケーソン設計マニユア ル（令和7年4月 日本圧気技術協会）に基づき 算出した立坑の影響範囲は、立坑中心から約 57mとなっており、今回調査範囲の約75mはこ れを上回っています。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(6) 家屋調査について〈1 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
◆ 家屋調査とは何なのか。 ◆ 家屋調査について聞きたい。 ◆ 何のために調査するのか。 ◆ 今回の説明会で示されている工事前家屋調査の対象となる家屋数は何軒か。 ◆ 対象家屋はオレンジ色のところか。 ◆ 説明会資料p49の「辞退された場合は、工事の因果関係を建物所有者側が調べる」という記述について納得がいかない。	工事による近隣家屋への影響の有無について、正確に判断する資料を得るため、工事着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を調査するものです。 影響範囲内にある家屋は約80軒です。 そのとおりです。 調査をご辞退された場合、東京都として事前調査の記録を持っていないため、何らかの被害があったとしても、建物所有者の方にお調べいただいています。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(6) 家屋調査について〈2 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
◆ 家の基礎が壊れた時、すぐに直すのか。	まずは、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日 9:00～17:00）までご連絡ください。
◆ レベル測定は基礎天端で行うのか。オフセット測定はしないのか。	基礎天端が原則ですが場合によっては外壁下端で測定します。オフセットの場合は点の記を写真で記録しておきます。
◆ 工事の途中に損傷が発生した場合、修理しないのか。費用は誰が負担するのか。	まずは、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日 9:00～17:00）までご連絡ください。
◆ 自分で撮影した写真を提供するので報告書に加えてほしい。 子が帰省した後に内部調査を実施してほしい。	家屋調査については、都が委託した調査会社（株式会社東京用地補償）が調査を実施し、内容を報告書として整理します。専用の器具を用いて測定・記録をするため、ご自分で撮影した写真は代替にはなりません。 申し訳ありませんが、速やかな調査実施にご協力をお願いします。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(6) 家屋調査について〈3頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
◆ 今回の説明会で示されている工事前調査の期間はどれくらいか。 ◆ 工事に伴い影響が出ることが確定しているのか。 ◆ 家屋調査項目について説明してほしい。	工事の進捗段階に応じて、調査の実施時期が異なります。各ステップにおける調査完了の目安時期は、ステップ1では2026年5月中旬まで、ステップ2では2026年5月下旬まで、ステップ3では2026年8月下旬まで、ステップ4では2027年3月中旬までに調査を完了する予定です。（工事説明会資料P52以降参照） 工事中は家屋に影響が出ないよう最適な工法を選定し、工事を進めていきますが、家屋に影響が出る可能性があります。 (1) 家屋の全景、(2) 外壁の亀裂、浮き、(3) はらみ等、内壁の亀裂、隙間、浮き、はがれ、漏水あと等、(4) タイル張り部分の亀裂、破損等、(5) 内壁と柱、回縁などとのすき間、(6) 柱、床などの傾斜、(7) 建具の建付け状況、(8) 建物基礎の亀裂、(9) 叩き、土間などの亀裂、破損等、(10) 建物の沈下、傾斜及び建物基礎の変形、(11) 屋根の状況、(12) 天井の亀裂、漏水あと等、(13) 外壁・工作物の沈下、傾斜、損傷以上を調査いたします。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(6) 家屋調査について〈4 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
◆ 調査箇所を申し出れば調査してくれるのか（地下室など）。	調査箇所のご希望がある場合は、調査時に調査員へお申し出ください。
◆ 期間が10年あるので、何年かスパンで調査してほしい。また、その際は調査を希望するかしないかの案内文を投函してほしい。	家屋の損傷が確認され、工事によるものと疑われる場合には、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。
◆ 調査時入られたくない部屋について調査機器を借りて代わりに写真を撮ることは可能か。外環工事ではそのような対応もしていたと聞く。	家屋調査については、都が委託した調査会社（株式会社東京用地補償）が調査を実施し、調査内容を報告書として整理します。専用の器具を用いて測定・記録をするため、ご自分で撮影した写真は代替にはなりません。
◆ アマチュア無線アンテナがあるが調査してくれるのか。	調査時に調査員へお申し出ください。
◆ シールドトンネル工事における家屋調査の範囲については、シールドトンネル工事に着手するタイミングで説明があるという認識でよいか。	そのとおりです。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

（6）家屋調査について〈5 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
◆ 調査の頻度は、何回か。	調査は事前及び事後の原則 2 回です。 工事中に家屋の損傷が確認され、工事によるものと疑われた場合には、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。
◆ 事前調査はいつ実施するのか。	工事の進捗段階に応じて、調査の実施時期が異なります。各ステップにおける調査完了の目安時期は、ステップ1では2026年5月中旬まで、ステップ2では2026年5月下旬まで、ステップ3では2026年8月下旬まで、ステップ4では2027年3月中旬までに調査を完了する予定です。 詳しくはこちらをご覧ください。 URL:https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/2026-04-14-191615-430 （P52）
◆ 工事後に家屋に変化があった時に工事による被害と判断する具体的な数値はあるのか。	数値で工事影響があったのか判断するのではなく、事前調査と事後調査を比較すると共に振動や地盤変形の調査結果を考慮し、判断します。
◆ 家屋調査を受ける時に気を付けることはあるか。	普段どおりの生活をしていただいて結構です。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(6) 家屋調査について〈6頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
◆ 文章だけではわからない。わかりやすいフローで説明して明記していないときちんと賠償してもらえるか不安である。	頂戴したご意見については、次回説明会資料作成の際の参考とさせていただきます。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(6) 家屋調査について〈7 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆調査対象範囲について	
◆ 家屋調査の範囲がこういった基準に基づいて決まっているのか（根拠）を説明会の資料に記載してほしい。住民に分かりやすいように説明資料の文字数を少なくしているのは分かるが、文字が少ないと何を説明したい資料か分からない。	調査対象範囲については、都の要領に基づき、工事区域に沿って約30mの範囲および、立坑中心から約75mで設定しています。 いただいたご意見については、次回説明会資料作成の際の参考とさせていただきます。
◆ 対象ラインの1軒隣の家屋だが、対象にならないのか。	原則、工事の影響範囲内の家屋が調査対象となりますが、気になることがあれば、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。
◆ 工事範囲外の家屋は調査しないのか。	
◆ 五日市街道沿いに住んでいるが、そこは調査対象ではないのか。	五日市街道沿いは、シールドトンネル工事の際に影響範囲となる可能性があるため、家屋調査については、令和12年度上半期の説明会にて、ご説明いたします。
◆ 地図の茶色の線はなにか。	茶色の線で囲まれたところは工事の影響範囲です。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(6) 家屋調査について〈8頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆調査対象範囲について	
◆対象家屋は自己申告しないと調査してもらえないのか。	都の要領に基づき、影響範囲を設定しております。対象家屋の方には、都が委託する調査会社（株式会社東京用地補償）から改めてご案内のうえ調査を実施いたします。
◆オレンジが対象家屋となるのか。	そのとおりです。
◆線がかかっていない家屋はどうなるのか。	原則、工事の影響範囲内の家屋が調査対象となりますが、工事中、気になる場合は、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。
◆立坑周りだけ約75mなのはなぜか。	約75mは、立坑の底面から45度線で算定しています。なお、大型・大深度地下構造物ケーソン設計マニュアル（令和7年4月 日本圧気技術協会）に基づき算出した立坑の影響範囲は、立坑中心から約57mとなっており、今回調査範囲の約75mはこれを上回っています。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(6) 家屋調査について〈9 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆調査対象範囲について	
◆境界からわずかに外れているところに住んでいる者です。事前をやらないと立証責任は建物所有者が持つとあるがそもそも調査範囲外で調査を実施しない建物は立証責任を建物所有者が持たないといけないのか。	原則、工事の影響範囲外には影響が無いと考えております。なお、工事中、気になる場合は、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(6) 家屋調査について〈10頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆補償について	
◆ 賠償とは、お金で支払うのか。	賠償は原則、金銭にて行います。
◆ 賠償は、1回なのか。	工事の事前調査と事後調査で確認を行い、工事との因果関係が認められた場合は、金額を算定し、1回で支払います。
◆ ロケット公園の南側に住んでおり、工事の騒音対策として二重サッシの対応や引っ越しの費用を補償してほしい。	工事に当たっては、周辺への影響が最小限となる工法の選定や防音対策を施し、法令に則って進めていきます。 工事中の騒音が気になる場合は、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。
◆ どのような場合に補償されるのか。	工事に起因する損害であるかどうかを確認したうえで、工事によるものと認定された場合は現況復旧に係る費用をお支払いいたします。金額については、個別具体の状況や事象の内容に応じて、適切に算定してまいります。
◆ 精神的な補償について金銭の支払いはあるのか	工事によるものと疑われた場合は、まずは、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(6) 家屋調査について〈11頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆補償について	
◆ 工事の賠償について、工事後なのか。	事前調査と事後調査を比較し、損傷が工事によるものか確認を行うため、工事後になります。工事中に気になることがありましたら、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(7) 費用便益比について〈1 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆費用便益比について	
◆ B/Cは個別に算出しないのでしょうか。	費用便益比（B/C）は、整備によって得られる利益（便益）とそのためにかかる算出の比率を示しています。都の河川事業では、国土交通省策定の治水経済調査マニュアル（案）に沿って算出しています。流域全体で一律の安全度を確保（年超過確率1/20規模の降雨）する観点から、流域全体を評価することを基本としています。 なお、神田川流域における費用便益比は、総便益が681,488（百万円）、総費用が484,451（百万円）となり、費用便益比は1.41となります。 詳しくはこちらをご覧ください。 URL:https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/202603zenpukuji_factqa（P17）

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(8) 立坑工及びシールド工について〈1 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆立坑工について	
◆ ニューマチックケーソン工法における施工のトラブルリストを全て洗い出して公表したほうがよい。 ◆ なぜ立坑は40m以上掘るのか。	過去の施工トラブルについては、各種事故・不具合事例を踏まえ、施工基準や安全管理手法として既に体系的に整理・反映されているものと認識しています。 今回の工事においては、当該基準・手順に基づき適切な施工管理を行うものであり、当該工事と直接関係しない過去事例を網羅的に列挙・公表することは予定していません。 トンネルの設置深さが道路下にあるその他ライフラインからの離隔を取るため、地上から約40mになったことから、立坑も同等の深さとなりました。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

（８）立坑工及びシールド工について〈２頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆シールド工について	
◆ シールド工事の施工内容や工程、発生する土はどこに運ぶ予定か等を改めて知りたい。 ◆ ケーソン、シールドとなると何百台の工事車両が通行するが、五日市街道にどの位の工事車両が通行するのか？ ◆ 地質調査は何メートル間隔で行っているのか。 ◆ 地質調査の調査項目が不十分のため、ナチュナルガンマ・VSP・反射法を行うべきだと思う。 ◆ シールド工事で発生する土の量はどのくらいか。 ◆ シールド工事は音はするのか。	今後、発進立坑工・シールド工の施工方法がまとまり次第、改めてご案内いたします。 約200メートル間隔でボーリング調査を行っています。 トンネル標準示方書に基づき実施しており、調査項目が不足しているとは考えておりません。 おおよそ断面積×延長の量です。 トンネル掘削時の騒音・振動は、地下40mでの工事となるため、地上で行う工事と比較して、影響は小さいと考えています。シールド発進基地では、発生土処理の機械が稼働していますが、防音ハウスで取り囲むことで音が最小限になるよう配慮しております。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(8) 立坑工及びシールド工について〈3 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆シールド工について	
◆ シールド工事を行うときに、五日市街道や環八は通行止めになるのか。	地下の深くでの作業となるため、五日市街道や環状八号線は通行止めにはなりません。
◆ トンネル掘進時の安全管理を徹底してほしい。	施工にあたっては、現地の地盤調査等を綿密に実施するとともに、トンネル掘進時の泥水圧や排土管理、地表面のモニタリング等を適切に行い、安全管理を徹底します。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(8) 広報について〈1 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆ 広報について	
◆ 善福寺川緑地は杉並第二小学童の活動エリアとなっていることから、小学校にも工事内容を共有してほしい。	周辺の小学校、幼稚園、保育園に対しては、必要な情報を適切に周知しております。今後も、適切に周知してまいります。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(9) 説明会運営について〈1 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆説明会運営について	
◆ 準備工工事に特化した説明で、防音壁や防音ハウスの説明がなかった。立坑工やシールド工については、それぞれの工事説明会時にのみ説明する運用はいかなものか。 ◆ 反対意見を持つ方は、集合形式での説明会の開催を求める声もあるが、なぜオープンハウス形式を採用しているのか。	都では、事業や設計、工事に関する説明会等をこれまでに計18回実施し、事業内容等について説明してまいりました。工事にあたっては、長期間・多様な工事を複数箇所を実施するため、施工時期や工事内容に適した「工事説明会を分割」し、複数回開催することとしております。このため、今回の工事説明会は準備工を主として説明しております。 今回のようなオープンハウス形式の説明会は、 ①幅広い時間で多くの方に参加してもらうこと ②参加者からのご質問についてより丁寧に回答ができることから、過去の実施事例でも参加者の満足度が高いものとなっています。 来場者の中には事前に聞きたいことをメモして来場した方もいて、そのような方々の個別の質問に一つ一つ丁寧に答えできると考えています。 以上により、オープンハウス形式を採用しております。

頂いたご意見・ご要望に対する回答および都の考え方

(9) 説明会運営について〈2 頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆説明会運営について	
◆ 見学会を同時開催する場合は、定員があることをチラシなどにあらかじめ記載しておいてほしい。また、既に枠が埋まっていたことや待ち時間が長いため、待機場所を作って欲しい。	同時開催の見学対応が想定を上回り、ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。ご好評を踏まえ、次回の参考とさせていただきます。なお、11月から5月までの期間は、下記ホームページより個別見学のご予約が可能です。 URL: https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/sanken/kasen_kanri_00001